

Information 平年金事務所・健康福祉課

令和8年度 国民年金保険料のお知らせ

令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなど、またはスマートフォンアプリによる電子決済・電子納付（ペイジー、インターネットバンキングなど）で納付することができます。また、便利でお得な口座振替・クレジットカード納付もあります。

保険料を納付することが経済的に難しい場合は、未納のままにせず、保険料免除制度・納付猶予制度を、学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

更に、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は産前産後期間の免除制度があります。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

第12回 特別弔慰金のお知らせ

戦後80年にあたり、今日の国の平和と繁栄の礎となった戦没者などに、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの死亡当時のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

対象となるご遺族

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、戦没者などの子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限る）の順番による優先順位のご遺族一人

支給内容

額面27万5,000円、5年償還の記名国債

手続きについて

請求者の戸籍抄本、本人確認書類をご持参のうえ、健康福祉課までお越しください。

ただし、請求者本人に代わり親族が手続きを行う場合、請求者が前回と異なる場合など、ケースにより必要となる書類が異なりますので、まずは健康福祉課までご相談ください。

請求期限

令和10年3月31日まで

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 総務課

広野町タクシー利用料金助成事業のご案内



町民誰もが安全で安心して生活できるまちづくりのため、日常生活での移動手段に不安を感じている高齢者などを対象に、タクシー利用料金の一部を助成します。

対象となる方

広野町に住民票（住民基本台帳）を有し、以下の要件に該当する方

- (1) 申請日の属する年度の4月1日現在において75歳以上の方
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）などの規定による手帳の交付を受けた方
- (3) 妊娠中または出産後1年以内の方
- (4) 運転免許証を自主返納した方（ただし、広野町高齢者運転免許証自主返納者支援事業のタクシー利用券を利用する場合は除く。）

※町税を滞納している方および生活保護費を受給している方は対象外となります。

申請方法

役場総務課窓口にて申請してください。（※申請書は役場窓口で準備します。）

申請の際は資格に要する本人確認ができるものを提示してください。

※交付枚数は以下の申請時期により異なります。

- 4～6月に申請した方・・・48枚
- 7～9月に申請した方・・・36枚
- 10～12月に申請した方・・・24枚
- 1～3月までに申請した方・・・12枚

利用方法

タクシー券は1枚500円券とし、運賃を支払う際には、身分証を提示の上、タクシードライバーに提出してください。（※一度に何枚でも使用できますが**おつりは出ません。**）

また、タクシー券の有効期限は、利用決定日の属する年度の末日までとなり、**利用区間は町内のみ**となります。

利用できるタクシー会社

広野タクシー有限公司 ☎0240-27-2151

営業時間 午前7時～午後9時

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111

副町長退任のご挨拶

本年3月末をもちまして、広野町副町長を退任いたしました。在任中は、町民の皆様大変お世話になり、心より感謝申し上げます。

4月からは、福島市の実家に戻り、少しゆっくりしながら、別の立場で双葉郡や広野町のために何かお役に立てればと考えております。

広野町の益々の御発展を祈念しております。

前広野町副町長 杉浦 孝幸



Information 健康福祉課

介護保険料 仮徴収の「お知らせ」の廃止について

介護保険料はその年度の本人および世帯の住民税課税状況や前年中の所得に基づいて計算し、4月から翌年3月までの期間に年間保険料を納めていただきます。しかしながら、令和8年度^{*1}の所得が確定するのが6月になるため、保険料の決定は7月になります。

受給している年金から保険料が天引きされる特別徴収の方の4月・6月・8月の介護保険料は確定した額での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを**仮徴収**といいます。

4月・6月・8月の保険料は基本的に令和7年度2月分（令和8年2月に天引きされた額）と同じ金額となるため、引き続き年金天引きの方に対しては、**令和8年度からは仮徴収の「お知らせ」を廃止**します。ただし、本徴収額との金額差が大きくなるよう、6月と8月の金額を変更（平準化）する場合があります。なお、新たに4月の年金から天引きが開始となる方につきましては通知をいたします。

本徴収額（10月・12月・翌2月の年金から天引きする額）は、前年所得が確定した7月中旬にお知らせします。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
徴収額	令和7年度の2月分と同額（令和8年2月に天引きされた額） ※6月と8月は金額を変更（平準化）する場合があります。			（本徴収額－仮徴収額） ÷3		

特別徴収（年金からの天引き）開始月

資格取得日 （65歳誕生日前日・転入日）	特別徴収開始月 （目安）
令和7年4月2日～ 10月1日	令和8年4月
令和7年10月2日～ 12月1日	令和8年6月
令和7年12月2日～ 令和8年2月1日	令和8年8月
令和8年2月2日～ 4月1日	令和8年10月

開始月は目安となり、介護保険被保険者が日本年金機構や共済組合などの年金保険者側に、特別徴収対象者として捕捉（把握）されることで開始します。なお、特別徴収開始のための手続きは必要ありません。

普通徴収の方は住民税確定後に年間保険料額を決定（本算定）し、7月から翌年3月までの納期（9回）で納付書または口座振替により納付していただきます。介護保険料納入通知書は7月中旬に送付いたします。

※1 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間の所得

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113